

会津若松市中心市街地活性化協議会規約

(*この規約でいう法律とは、中心市街地活性化法をいう)

(協議会の設置)

第1条 会津若松商工会議所及び株式会社まちづくり会津は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、会津若松市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、会津若松市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、必要な事項を協議し、会津若松市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画の実行に寄与し、総合的な中心市街地活性化の推進を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) 会津若松市が作成する法第9条第1項に規定する中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画(以下「認定基本計画」という。)及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 国の認定及び支援を受けようとする民間ベースの事業計画についての協議
- (3) 会津若松市中心市街地の活性化に関する協議会構成員相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地活性化のための、研修及び情報交換
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(協議会の事務局)

第5条 協議会の事務局を株式会社まちづくり会津に置き、庶務を行う。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 会津若松商工会議所
 - (2) 株式会社まちづくり会津
 - (3) 会津若松市(法第15条第4項第3号)
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、専務及び委員をもって組織する。

(会長、副会長、専務)

第8条 会長は、会津若松商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、株式会社まちづくり会津代表取締役をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 専務は、会津若松商工会議所専務理事をもって充てる。
- 6 専務は、会長、副会長を補佐し幹事会との調整にあたる。
- 7 会長、副会長、専務は、非常勤とする。
- 8 会長、副会長、専務の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(委員)

第9条 委員は、第6条第1項に掲げる者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は(以下「会議」という。)、会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会議の議事は、出席委員の2分の1以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第12条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

- 2 委員の年会費は、会長が別に定める。

(協議会の監査)

第14条 協議会の出納を監査するため、監事若干名を置く。

- 2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。
- 3 監事は、非常勤とする。
- 4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 5 監事の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成19年2月21日から施行する。
- 2 協議会設立時の第8条第8項及び第14条第5項の任期は、平成21年3月31日までとする。